

美野町第4回定例会会議録

平成23年11月28日（月曜日）

○議事日程（第1号）

平成23年11月28日（月）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 議案第69号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第70号 紀美野町立学校設置条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第71号 指定管理者の指定について（紀美野町セミナーハウス未来塾）
 - 第 7 議案第72号 指定管理者の指定について（紀美野町山の家おいし）
 - 第 8 議案第73号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
 - 第 9 議案第74号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第10 議案第75号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第11 議案第76号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 第12 議案第77号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 - 第13 議案第78号 平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
------	----

- 1 番 七良浴 光 君
 2 番 町 田 富枝子 君 (9時23分 出席)
 3 番 田 代 哲 郎 君
 4 番 小 椋 孝 一 君
 5 番 北 道 勝 彦 君
 6 番 向井中 洋 二 君
 7 番 上 北 よしえ 君
 8 番 伊 都 堅 仁 君
 9 番 仲 尾 元 雄 君
 10 番 松 尾 紘 紀 君
 11 番 杉 野 米 三 君
 12 番 美 野 勝 男 君
 13 番 美 濃 良 和 君
 14 番 加 納 国 孝 君
-

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君

会計管理者	平松泰清君
総務学事課長	中尾隆司君
教育次長	
生涯学習課長	新田千世君
保健福祉課長	山本倉造君
水道課長	南秀秋君
地籍調査課長	温井秀行君
美里支所長	尾花延弥君
会計課長	西切博充君
代表監査委員	向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	大東淳悟君
書記	中谷典代君

開 会

○議長（加納国孝君） 町田議員から、少しおくれるとの報告がありました。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番、上北よしえ君、8番、伊都堅仁君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（加納国孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、仲尾元雄君。

（議会運営委員長 仲尾元雄君 登壇）

○議会運営委員長（仲尾元雄君） 去る11月22日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は本日から12月13日までの16日間とし、再開日は6日、9日及び13日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は11月29日（火曜日）の午後3時までといたします。

次に、全員協議会については、本日、本会議終了後、開催したいと思えます。

次に、総務文教常任委員会を12月2日（金曜日）午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月1日（木曜日）午前9時30分から開催したいと思えます。

次に、広報編集委員会を12月9日（金曜日）本会議終了後、開催したいと思えます。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告を終わります。

(議会運営委員長 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (加納国孝君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月13日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月13日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長 (加納国孝君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、例月出納検査結果に関する報告及び教育委員会より平成22年度事務事業分事務執行状況点検評価報告書が提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ、関係者の皆様方には何かと御多忙中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、国では野田首相が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加方針を表明し、第4次補正予算案を編成する動きもあります。

TPPについては今後の我が国における農業等への影響も懸念され、動向について注視してまいらねばなりません。第3次補正予算により、東日本大震災の1日も早い復興と景気回復が求められています。本町で補助対象になるものはしっかり活用してまいります。

また、心配されました夏場の節電対策は受給が逼迫することなく終わりましたが、冬場はより厳しい状況があり、節電に取り組まなければならないところであります。

さて、推進してまいりました消防の広域化につきましては、残念ながら現段階では県下一元化の可能性が不透明な状況の中で白紙に戻ってしまいました。今後も消防の広域化の実現に向けて、県の指導のもとに取り組んでまいり所存であります。

さて、今議会の補正予算に上程しております毛原中学校改修工事は、毛原小学校移転に伴うものです。

また、子育て支援特別事業につきましては、前向きな子育てプログラム事業として講習会等を行ってまいります。

また、台風12号による災害復旧事業につきましては、道路、林道、谷川、農地と多岐にわたり、できるだけ国や県の補助事業として復旧に努めてまいりたいと考えております。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第69号から議案第78号までの10件であります。町条例の一部改正にかかる案件が2件、指定管理者の指定についての案件が2件、そして平成23年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算にかかる案件が6件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、ごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 次に、一般質問の通告は11月29日午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第69号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第4、議案第69号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第69号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例及び紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に準じ、町職員の給料月額等について改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをお願いいたします。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例ということで、改正の概要について申し上げます。

第1条につきましては、超過勤務手当の支給方法を国家公務員法の計算方式から労働基準法の計算方式に改正するものでございます。

第2条の改正につきましては、行政職給料表の別表第1・第2を改正するものでございます。給料表の説明は省略させていただきます。御了解いただきたいと思います。

3枚めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、第3条でございます。第3条の改正につきましては、平成18年の給料表切りかえに伴う経過措置の算定基礎を100分の99.59から100分の99.26へ引き下げる改定でございます。

次のページをお願いいたします。10ページでございます。

附則でございます。附則の第1項につきましては、施行期日についての定めでございます。

2項につきましては、4月に遡及して適用する規定でありまして、給料の減額分と6月の期末勤勉手当の減額分を12月の期末手当で調整するものでございます。

11ページをお願いします。

第3項につきましては、規則への委任でございます。

以上、説明とさせていただきます。

原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○議長(加納国孝君) これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 紀美野町職員条例等の一部を改正する条例で、第1点としては、超過勤務手当の支給を国の基準から労働基準法に合わせるということでしたが、具体的にどういうふうになっていくのか、その点のことを1点お伺いします。

第2条で、人事院勧告に基づくものですが、特に医療職の1表を除くすべての給与表で、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げということで、これは3年連続の引き下げということになっています。

それから先ほども説明がありましたように、減額の対象となる職員については、昨年度と同じように、4月にさかのぼって6月の期末勤勉手当分も含めて、今年度の12月に支給される期末勤勉手当で調整すると。これは一昨年度、昨年度と同じように、一度支払ったのを、またさかのぼって返してもらうというやり方なので、非常に何というか過酷なやり方だと思います。

ただ、昨年度とちょっと違うのは、平成24年度支給の期末勤勉手当は今年度と同じ3.95カ月分で据え置くということになっていると、勧告ではそうなっていると理解しているのですが、そこでもう1点は、給与引き下げの対象者が何人程度で、平均どの程度の引き下げ額になるのか、それからこの12月に支給される予定になっている期末勤勉手当は平均でどの程度の減額になるのか、わかっていれば教えてほしいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 1点目の超勤手当の具体的な改正ということでございます。超勤手当の1時間の算出の根拠でございますけれども、そこから祝日等を除いて年間の1時間当たりを出すと、こういう計算式になって、要は超勤額が上がると、こういう改正でございます。御理解いただきたいと思ひます。

減額の対象の人数でございます。給料表の改定でかかってくる影響人数は91人でございます。1人当たりの平均の減額ということで、1万4,000円余りという形になります。

引き下げの総額でございます。131万6,000円余りと、総額で言いますとそういう総額でございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) 91人は対象者があるというのはわかりましたが、平均1万4,000円減額というのは月額なのか、その点の確認だけさせてください。総額131万6,000円というのも、どういう意味なのか、ちょっとよくわからないので、その辺をお伺いします。

第2点は、役場には町職員の職員団体というのが組織されているはずなんです、毎年こういう場合に話し合いを事前にされるということだと思んですが、職員団体との話し合いではどんな意見が出されたのか、その辺のことをお伺いします。

次に、去年3年間続けて引き下げて、非常に職員の総数も減ってきているという状況の中で、いわゆる職員のモチベーションというんですか、労働意欲への影響をどのように考えておられるのか、そのあたりのことについて答弁をお願いします。

以上です。

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

○総務課長 (井上 章君) 先ほど申しあげました130万円というのは総額でございます。月額ではございません。1万4,000円については1人の年間額の平均でございます。申しわけございません。

もう一度申しあげます。1万4,000円につきましては、4月から11月分に遡及される1人当たりの平均の額でございます。130万円については、4月から11月の間の職員全体の総額ということでございます。申しわけございません。

職員組合とのお話し合いということでございますけれども、こちらのほうから今回の人勧に対する国の方針、あるいは県の方針、それから町がこういうふうな形ということをお提示申し上げまして、いろいろと御意見を伺うと、こういうようなことでございます。下がるということについては、非常に難しいことも述べられておりますけれども、町としては、人勧というのをこういう形をお願いしたいということで申し上げたところでございます。

職員のモチベーションというんですか、労働意欲というんですか、そういう点につきましては、職員は町民を主体として、町民本位に非常に一生懸命職務に励むと、こういうことにつきましては一生懸命やっただいていて、このように理解しておるとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 職員団体との話し合いで、というのは余りはっきりしないんですが、多分仕方がないなというような感じになるのかなというふうに思います。

モチベーションへの影響なんですけど、一生懸命やってくれていると、それはわかるんですけども、それでも給与引き下げで、引き下げ額が大したことないからモチベーションには余り影響しないというような認識なのか、その辺のことについて、もう一度お伺いします。

来年度から引き上げになる対象職員というのは給与表改定であるのかどうか、あればどの程度の人数なのか。不要額は130万円ということで。

昨年も申し上げたんですけども、3年続けて遡及ということになってるんですけども、給与表の改定とあわせて遡及するので、遡及の分だけでもとりやめるという考えがないのかどうか、その辺のことをお伺いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、田代議員の再々質疑にお答えをいたしますが、職員のモチベーションに対する影響はないのかということでございますが、これにつきましては先ほどの御質疑の中にもありましたが、職員組合の団体とは和気あいあいの中で話し合いが進んでおります。

そんな中で、やはり昨年も申し上げたとおりでございます。やるべきことはやっていこう。そしてまた、対策をとっていくべきことは対策をとっていこうという方針でやっていますので、なるほど、一部不満もあろうかとは思いますが、やはり全体的に上げていこうという意識は今も変わっておりませんので、ひとつそうしたモチベーションに対する労働意欲、これについての影響はないものと考えております。そんな中で、職員は一生懸命やっただけというところでございます。

それと4月1日にさかのぼってという話なんですけど、先ほども触れましたが、やるべき人事院勧告に対する対応、これについてはやはりすべきであろうと。そしてまた、後の対策については対策として、ともにやっていこうと、こういう方針でやっていますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと引き上げになる対象職員、これにつきましては総務課長のほうから答弁させて

いただきます。

以上です。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時29分）

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午前 9時30分）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 議員の2点目の給与抑制に対して回復する関係でございますけれども、現在未定でございます、他の市町等の動向も考えて検討するというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） ほかにありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 先ほどから田代議員の質疑応答を聞いておまして、和気あいあいのうちに話し合いが済んだということでございますけれども、その実態はどうであるのか、現場におりませんのでわかりませんが、町長として、人事院勧告というのは、このまま即しななければならないというものではないのですね。公務員というのは憲法に記されている団結権を取られて、そのかわりにということで人事院勧告なんです、人事院勧告がこのような形で、恐らく公務員の意思とは違うところに来てると思うんです。

そのところ、我々経済的に心配するのは、一般労働者の状態というのは本当に劣悪ですね。そういう点で私は以前からも申し上げてきているんですけども、結局今よく言われるんですけども、デフレスパイラルという、デフレの方向にどんどんらせん階段が下がるような形で進んでいると。物価がどんどんと下がっていく中で景気が落ち込んできているという、そういう問題があるわけですね。

今、アメリカのウォール街で、ああいうふうによく多くの若者が我々は99%だと、1%

の富裕層がGDPなり、もうけの約9割を持っていつてしまっていると。あとの人たちが本当に底辺にいます。いろんな景気、いろんな問題の元凶はそこにあるんだということで運動が起こっているんですね。

恐らくこれは日本にも波及してくると思いますが、聞けば東京のリョウという喫茶店があるらしいんですけども、1杯1万円だそうです。1杯1万円のコーヒーを平然と飲み、100万円のスイートルームをよく使うと。日本でも1%の富裕層が大半の我々のもうけを持っていつてしまっていると。そういうところで底辺にある、恐らくこの議場内にいる人たちは1%か99%かという、とてとても1%には当たらんと思いますが、そういうふうな中で我々が問題を起こして、こういうところで非常に矛盾のある選択をしなければならないところに来ていると思います。

実際のところ、人事院勧告を実施しなければならないところではないと思いますし、町長、今、紀美野町においても大変景気が悪くて仕事もない、こういうふうな中で、本当の気持ちはどこにあるのか、まずお伺いしておきたいと思うんですよ。

こういうふうな形で、我々がどんどんお互いにデフレスパイラルの底のほうへ引きずり込まれるようなことがあってはならないと思いますけれども、そういうところで町長の判断、それから今後の方向を我々も考えなければならないと思いますが、そういう意味で、まず町長のそここのところ考えをお伺いしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) ただいまの美濃議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、人勧については即実施すべきものではないと、もっと考えたらどうかと。そして今の社会的な景気、これについては非常に仕事もなく、景気が低迷している。そういう状況の中で人勧を実施すべきものではないのではないかと、こういう御質疑であったかと思いますが、私は昨年も実は同じことを申し上げました。やはり痛みはみんな分かち合うのが、これはもう一つのあれであろうと思います。

したがいまして、その基準となるのが人事院勧告、国の人事委員会が調査をし、そして今回は県の人事委員会のほうでも調査をしている。それはあくまでも企業等々の景気を見きわめた上での調査結果が出されておるということで、今回当町におきましては、県の人事委員会を参考にして改正をさせていただいていると、こういうことでございま

すので、やはり景気の悪いときは我々も辛抱し、そしてともに景気をよくしていこうというふうな、そうした意気込みが必要ではないかと思えます。

そんな中で町職員も一生懸命頑張っております。これはもう昨日の農林商工祭りでもそうです。みんなが身を粉にしてと言ったら語弊があるかと思いますが、そんな中で頑張っているんです。したがって、皆さんも頑張っている。町職員も頑張っていこうと、こうした一つになっていきたいと、そんなような思いでございますので、ひとつ御理解賜りたいと思えます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかにありませんか。

1 番、七良浴光君。

(1 番 七良浴 光君 登壇)

○1 番 (七良浴 光君) 先ほどから田代議員、また美濃議員、先輩議員の質疑の中での執行部の答弁の中で、特に先ほど田代議員への答弁中、町長が職員の給与について、全体的に上げていこうと、こういう考えでやっているんだと、こういうお話でございました。大変ありがたいことですが、私の知る限りでは、ラスパイレス指数が県下では大変低い町だというように公表もされているように思います。そういった中で、全体的に上げていく具体策を聞かせていただくとともに、何年後にラスパイレス指数を県下市町村ラスパイレス平均と肩を並べられるようになるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

(1 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 七良浴議員の御質疑にお答えをいたします。

職員の給与を何とか引き上げていきたいということで、今、組合ともども執行部も一丸となって頑張っておるわけでございます。

そんな中での具体策なんです、これについては昨年も申し上げました。その具体策については執行部へお任せ願いたいということで去年も申し上げておりますので、具体的な件についてはひとつ御容赦を願いたい。

それと何年後にという話もございしますが、これにつきましては、ちょっと憶測ができないと思います。と申しますのは、今年、国におきまして、国の引き下げが7.6%かな、国家公務員は引き下げてくるというふうなことも言われております。そんな中で、今ラスパイレス指数の100というのは、どこに基準を置かれているかといいますと、国家公務員です。したがって、その国家公務員が仮の話、7.6%引き下げてきたときに、全体的な数字がどう動くのかというのは、これはちょっと不透明でございます。そんな中で、今ここで申し上げることはできないというふうに思います。

それともう1点、今、ラスパイレス指数が一番低いということで申されましたが、今年のラスパイレス指数、これはまだ出ておりません。そんな中で今まで実は何回かにわたってそうした策を講じてきております。その結果がまだ今年には出てないという状況の中で、これを憶測することはちょっと不可能ではないかなというふうに思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 1番、七良浴光君。

○1番 (七良浴 光君) ただいま町長から、執行部にお任せいただいてというお話でございました。確かに職員の給与でございますので、町長にお任せするほかないわけでございますが、先ほど来、両先輩議員からもお話があったとおり、職員の士気を高めていくためにも、やはり給与というのは大事な分野を占めていると思います。

そんな中で確かに今年のラスパイレスは出ておらないのですが、88.数パーセントから100パーセントに上がっていくとは、常識上考えられないように私自身は考えます。

そういった中で、ぜひとも県下の市町村と肩を並べることのできるようなラスパイレスにすることが、職員の士気を高めるとともに、職員数が減員になっても、なお一層充実した地方行政の推進・実行に努めていけるものだと思いますので、再度任せておいてくださいというところを最後に断言をした答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 (加納国孝君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 議員の叱咤激励を受けまして、実は私自身も単独でこれを実施しているのではなしに、あくまでも職員組合と話をしながら今進めておるところで

ございます。確かに申されるとおり、長期間にわたってこれを実施していかなければ、今目標としているそうしたラスパイレス指数、ここまではいかないと思います。そんな中で、やはり着実に職員組合とも話をしながらこれを実施し、そして職員の士気の高揚を図っていききたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これから議案第69号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 一昨年、昨年に引き続く今回の給与条例改正は、全国の公務員にかなりの生活悪化をもたらすと考えられます。

1998年から13年間で年間給与額が平均で72万4,000円の減額となっています。また、3年間連続で一度渡したお金を取り上げるという、これは言い方は悪いんですが、返してもらおうと。いわゆるさかのぼっての引き下げという方法での給与調整は、だれもが納得するはずはなく、町財政の健全化に一生懸命取り組んできた職員の努力に水を注ぐ結果になるということを危惧します。

労働意欲にも大きな影響を及ぼすと思われまますし、さらに何よりも懸念するのは、先ほどから負の連鎖というように、全国の公務員給与を人事院勧告だということで一斉に引き下げれば、民間に対しても深刻な影響が及ぶことは避けられないと思います。内需拡大ということが言われる中で、内需拡大に逆行して、地域の経済を一層冷え込ませて、マイナスの連鎖に拍車をかけると考えられます。

以上の理由から、今回の給与条例改正には反対いたします。

以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 先ほど来、職員の立場からの問題、それから私は日本の経済、それから私たちの紀美野町の経済という点から、この問題について取り上げてまいりました。恐らく町長の本心というのは、このことをよしとはしてないと思います。そうであっていただかなければ、紀美野町の団結というのではないと思います。

本当に今の経済というのは大きく間違ってきているわけですね。自民党政権、それから今の民主党政権と、やっているところはひとり勝ちの政治を許す、新自由主義というのだそうですけれども、そういうところで競争を激化させてしまった。本来あるべき資本主義の、お金をうまく回していくところが欠落してしまっているわけですね。

先ほど申し上げましたが、1人の年収が5,000万円、資産が1億円、そういう人がこの日本に140万人、約1%いるらしいですね。先ほど言いましたように、こういう人が1杯1万円のコーヒーを飲み、一晩100万円のスイートルームを自由に使っている、あるいは月400万円のマンションに住んでいるというふうな、とんでもないことをしてきているわけなんですね。そういうふうな1%の人々がどんどんともうけをしていくために、いろんなところで矛盾が起こってきている。

先ほど町長も申されましたけれども、私たち、痛みは分かち合わなあかんとはいえますけれども、結局は99%の中だけなんですね。ここのところの矛盾があるから、さらに問題が起こってくるし、こういうふうな人事院勧告をどんどん下げていって、国の予算をまたもうかるところへ持っていくと。ここのところを正さない限り、本当に私たちの暮らし向きがよくなっていかないと思います。

ギリシャの問題もありますけれども、仕事がなくなっていけばいくほど、公務員をふやさなければならぬ。公務員で救済しなければならぬわけですね。昔もありましたが、失業対策事業というのがありましたね。そういうふうな形で来ていると。そういうふうな考えていった場合に、役場を、ここのところがどう頑張るのか、民間の方々は大変厳しいんですけども、それじゃあということで、今後公務員の状態を下げていけば、なおさら経済が悪くなっていく。私たちの紀美野町もどんどん落ち込んでいくことになってくるというふうな考えます。

そんなことはさせてはならないという立場から、今回の人勧に対する給料に関する条例に反対いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (加納国孝君) 起立多数です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第70号 紀美野町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長 (加納国孝君) 日程第5、議案第70号、紀美野町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) それでは12ページをお願いいたします。

議案第70号、紀美野町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学校設置条例を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由といたしまして、小学校の移転による改正を行うものであります。

次のページをお願いします。

紀美野町立学校設置条例の一部を改正する条例。

紀美野町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表中、小学校の表紀美野町立毛原小学校の項位置の欄中「毛原中689番地」を「毛原宮222番地」に改める。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するということで、今回の改正につきましては、毛原小学校の移転に伴う学校の位置を変更するものであります。

毛原小学校につきましては、木造校舎の耐震診断の結果、耐震補強の必要性があります。また、毛原地域の学校問題も含め、地域からの要望もあり、現在の長谷毛原中学校の校舎の一部を利用して毛原小学校の運営を行っていきたいということで、今回定例会に条例の改正を上程するものであります。

御審議の上、原案どおり可決していただきますようお願い申し上げます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

◎日程第6 議案第71号 指定管理者の指定について

(紀美野町セミナーハウス未来塾)

○議長(加納国孝君) 日程第6、議案第71号、指定管理者の指定について(紀美野町セミナーハウス未来塾)を議題とします。

説明を願います。

生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長(新田千世君) 14ページをお開き願います。

議案第71号、指定管理者の指定について。

紀美野町セミナーハウス未来塾の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

第1番の指定管理者に管理を行わせる施設につきましては、所在地、紀美野町町田25番地、紀美野町セミナーハウス未来塾、指定管理者に指定する団体といたしまして、所在地、紀美野町小西266番地、名称、げんき未来塾の代表者、平井二嗣、指定する期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日でございます。

この指定に関しまして、3年間の実績の良好、それから地域に貢献しているなど、町内の団体であるということを審査いたしまして、提案させていただきました。

どうぞ御審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

◎日程第7、議案第72号、指定管理者の指定について(紀美野町山の家おいし)

○議長(加納国孝君) 日程第7、議案第72号、指定管理者の指定について(紀美野町山の家おいし)を議題とします。

説明を願います。

産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 15ページをお願いします。

議案第72号、指定管理者の指定について。

紀美野町山の家おいしの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、指定管理者に管理を行わせる施設、紀美野町中田899番地29、名称、紀美野町山の家おいし。2、指定管理者に指定する団体、紀美野町下佐々468番地、名称、特定非営利活動法人、生石山の草原保存会、代表者、若林豊。3、指定する期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日。

山の家おいしはレストハウス、童謡トイレ、キャンプ場、駐車場、給水施設、山頂付近の清掃作業も含んでおります。また、この団体には自然保護の指定を受けた方々がおられまして、適当と思っております。

以上です。御審議いただきまして、可決できますよう、よろしく願います。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) しばらく休憩します。

10時15分までとします。

休 憩

(午前 9時56分)

再 開

○議長 (加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 10時15分)

◎日程第8 議案第73号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長 (加納国孝君) 日程第8、議案第73号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第73号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

平成23年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億505万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,904万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款、地方特例交付金、1項、1目、地方特例交付金は603万8,000円の増額補正でございます。減収補てん特例交付金として225万2,000円の減額でございます。児童手当及び子ども手当特例交付金では829万円でございます。それぞれ確定によるものでございます。

10款、地方交付税、1項、1目、地方交付税、3億8,458万3,000円の増額でございます。普通交付税の確定によるものでございます。

12款、分担金及び負担金、1項、3目、災害復旧費分担金で295万円の増額でございます。農地災害復旧事業の分担金ということで、10%分でございます。295万円でございます。

14款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金で281万1,000円でございます。子ども手当国庫負担金、法改正に伴うものでございます。

3目、災害復旧費国庫負担金は3,278万円の増額でございます。公共土木施設災害復旧費負担金でございます。事業費の3分の2を見込んでおります。

15款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金で45万1,000円でございます。

これも子ども手当負担金、法改正に伴うものでございます。

1枚めくっていただきまして26ページ、15款、県支出金、2項、2目、民生費県補助金では316万5,000円の増額でございます。ひとり親家庭医療費補助金で52万6,000円、老人医療費補助金で8万3,000円、子育て支援特別対策事業補助金で255万6,000円でございます。

4目、農林水産業費県補助金で8万6,000円、農業委員会交付金、中山間地域直接支払、農作物鳥獣害総合対策、農地制度円滑化事業費補助金、それぞれの増減に伴うものでございます。

7目、教育費県補助金で3万円、放課後子ども教室推進事業費補助金の増額でございます。

9目、災害復旧費補助金で4,028万8,000円の増でございます。現年農地農業用施設災害復旧事業費補助金で2,334万6,000円、林道施設で1,694万2,000円でございます。

18款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金で3,584万4,000円、5目、地域振興基金繰入金で65万1,000円の減額でございます。光をそそぐもので積み立てたものの減額でございます。

20款、諸支出金、4項、1目、雑入で597万7,000円でございます。農業者年金業務の委託で10万円の減、紀の海広域施設組合前年度清算金で607万7,000円でございます。

27ページでございます。

21款、町債、1項、3目、衛生債で870万円の増額でございます。合併特例債ということでございます。

6目、土木債で10万円、これも合併特例債です。

9目、教育債で1,500万円、これも合併特例債です。

10目、災害復旧費で6,690万円、現年災害復旧事業で3,490万円、現年の単独災害復旧事業債で3,200万円です。

1枚めくっていただきまして、28ページをお願いします。

歳出でございます。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費で721万8,000円、役務費で11万6,000円、地下燃料タンク漏えい検査手数料でございます。19節、負担金、補助及び

交付金で710万2,000円、退職手当特別負担金で一部計上漏れでございます。

4目、財産管理費で38万9,000円、修繕費で20万円、鑑定手数料で18万9,000円でございます。

5目、企画費で62万6,000円、超過勤務手当で50万円、需用費で12万6,000円でございます。

10目、交通安全対策費で20万円、防犯灯及び修理の補助ということでございます。

12目、防災諸費で10万円、これも超勤手当でございます。台風12号関連でございます。

3款、民生費、1項、4目、障害者福祉費で5,000円、障害者程度区分認定調査委託料でございます。

5目、老人医療費で16万7,000円、審査支払手数料が2,000円、医療費扶助、16万5,000円でございます。

7目、子ども医療費で347万4,000円、同じく医療費扶助ということでございます。

次の29ページをお願いします。

3款、1項、8目、ひとり親家庭医療費で112万2,000円でございます。審査支払いで5万5,000円、医療費扶助費で103万2,000円、過年度返還金で3万5,000円でございます。

9目、総合福祉センター管理運営費で33万6,000円、修繕ということで、ガスメーターの取りかえ、7年に1回取りかえるものでございます。13節、後期高齢者医療費で31万2,000円、後期高齢者の特別会計の繰り出しでございます。

同じく3款、2項、1目、児童福祉総務費で66万7,000円でございます。報償費、旅費、負担金、この各費目につきましては子育て支援特別対策事業に当たる経費でございます。

5目、保育所費で20万円、修繕料でございます。

8目、子ども手当費で560万4,000円、電算システムの改修委託ということで189万円、法改正に伴うものでございます。

1枚めくっていただきまして、30ページで扶助費、371万4,000円でございます。

4款、1項、4目、環境衛生費で242万7,000円、美里簡易水道の特別会計の

繰出金でございます。

5目、成人保健対策費で714万円、各種検診の委託料です。

7目、診療所費で34万6,000円、これも国民健康保険診療所特別会計への繰出金でございます。

4款、2項、1目、清掃総務費で739万9,000円、紀の海広域施設組合負担金、731万9,000円でございます。

2目、塵芥処理費では財源変更のみでございます。

次の31ページをお願いします。

5款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会費では同じく財源変更のみでございます。

3目、農業振興費で8万6,000円、中山間の支払交付金の7万4,000円、農作物鳥獣防止対策費で1万2,000円でございます。

4目、耕地総務費では20万円、台風12号に伴う時間外勤務手当でございます。

6目、地籍調査費は増額はございませんけども、予算の組み替えでございます。

同じく5款、2項、2目、林道維持費で440万円、災害に伴う崩土取り除きの林道維持補修費工事でございます。

3目、林道整備費で17万2,000円、職員手当でございます。

1枚めくっていただきまして32ページ、7款、土木費、1項、1目、土木総務費で70万円でございます。これも台風12号に伴う時間外勤務手当と県の災害緊急砂防事業負担金ということで、50万円でございます。

同じく7目、2項、1目、道路橋梁維持費で1,187万7,000円、主なものは工事請負費で台風関連の町道舗装関連の工事でございます。1,186万7,000円が主なものでございます。

2目、道路橋梁新設改良費は増額はございません。町道南線の予算の組み替えでございます。

8款、消防費、1項、1目、常備消防費で82万5,000円でございます。これも職員手当でございます。

9款、教育費、1項、2目、事務局費で12万円、職員手当でございます。

3目、教育諸費で25万1,000円、非常勤報酬ということでALT、外国語の指導助手の報酬でございます。

33ページをお願いします。

同じく9款、2項、小学校費、1目、学校管理費では43万3,000円でございます。需用費で38万円、役務費で5万3,000円でございます。

2目、教育振興費で33万5,000円、備品購入費で1万6,000円、扶助費、要保護及び準要保護の就学関係の増額でございます。

同じく9款、3項、1目、学校管理費で1,642万円、需用費で9万8,000円、委託料として、長谷毛原中学校改修工事設計監理委託料として140万円、工事費として1,402万7,000円、備品購入費で89万5,000円でございます。

2目、教育振興費で39万4,000円の減額でございます。図書関係でございます。

1枚めくっていただきまして34ページ、同じく9款、4項、6目、新子どもプラン事業費で4万7,000円、これは旅費でございます。

11目、自然体験世代交流センター管理運営費で34万6,000円、自動火災報知器の修繕料でございます。

同じく9款、1目、保健体育総務費で8,000円、職員手当でございます。

2目、体育施設管理費で8万円、修繕料でございます。

10款にまいります。災害復旧費、1項、1目、道路橋梁災害復旧費で8,766万2,000円の増額でございます。職員手当、需用費、委託料で1,852万8,000円、工事費で6,811万3,000円、それぞれの工事費については説明欄を御覧いただきたいと存じます。

1枚めくっていただきまして、36ページをお願いいたします。

同じく10款、2目、2項、1目、農地農業用施設災害復旧費、3,047万2,000円でございます。職員手当、需用費、主なものは工事請負費で2,958万4,000円でございます。災害復旧のものでございます。

2目、林業施設災害復旧事業費で3,694万6,000円の増額でございます。委託料として764万6,000円、工事費として2,930万円、それぞれの路線名につきましては説明欄を御覧いただきたいと存じます。

同じく10款、3項、1目、その他公共施設・公共施設災害復旧費で1,441万2,000円の増額でございます。下佐々地区里道、あるいはにう木工の法面、スポーツ公園等の工事請負費で1,441万2,000円でございます。

11款、公債費、1項、1目、元金、3億6,192万2,000円でございます。繰

上償還に伴う長期債の元金償還金でございます。

21ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

紀美野町山の家おいしの指定管理委託料ということで、期間として平成24年、平成25年、平成26年度、それぞれの限度額は240万円をお願いするものでございます。

紀美野町セミナーハウス未来塾の指定管理委託料ということで、これも期間は同じく平成24年から平成26年度ということで、それぞれの年度で300万円の債務負担をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、22ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

一般単独債、限度額の補正でございます。2億3,130万円の限度額への引き上げ、災害復旧事業債で補正前が50万円ですが、補正後は3,540万円の引き上げ、同じく災害復旧事業債で単独災害の分は3,200万円の皆増となっております。補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じとなっております。

以上、まことに簡単ですが、説明とさせていただきます。

原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第 9 議案第74号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) について

◎日程第10 議案第75号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算(第2号) について

◎日程第11 議案第76号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長(加納国孝君) 日程第9、議案第74号、平成23年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第2号) について、日程第10、議案第75号、平成23
年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号) について及び日程第
11、議案第76号、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
号) について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 議案書の39ページを御覧ください。

議案第74号、平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
平成23年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,597万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉
議案書の44ページをお願いいたします。

歳入です。

10款、繰入金、1項、2目、財政調整基金繰入金で2,200万円の補正でございます。これにつきましては、今年度の国民健康保険の高額療養費の支給額の増額推計によります補正でございます。

続きまして、次のページの歳出でございます。

2款、保険給付費、4項、1目、一般被保険者高額療養費の19節、負担金、補助及び交付金で2,200万円の増額補正でございます。先ほど歳入で御説明いたしました一般被保険者の高額療養費の増額推計に伴います補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の47ページを御覧ください。

議案第75号、平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,325万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉
52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で34万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、職員の給与の増額による補正でございます。

次に53ページの歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の2節、給料で13万4,000円の増額、3節、職員手当等で21万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の55ページを御覧ください。

議案第76号、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,769万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉
60ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で31万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、1名の職員に扶養手当の支給が生じたことによります補正でございます。

次に61ページの歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の3節、職員手当等で31万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、1名の職員に

扶養手当の支給が生じることによる補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第12 議案第77号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

◎日程第13 議案第78号 平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第12、議案第77号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について及び日程第13、議案第78号、平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)について、一括議題とします。

説明を願います。

水道課長、南君。

(水道課長 南 秀秋君 登壇)

○水道課長(南 秀秋君) それでは議案書の63ページをお願いいたします。

議案第77号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成23年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,043万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

68ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金、242万7,000円の増額につきましては、電気代の不足分と消費税納付金の不足分をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款、衛生費、1 目、一般管理費、1 1 節、需用費、2 0 1 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、美里簡易水道の取水ポンプ並びに中継ポンプの使用が多くなったことによりまして、電気の使用料がふえたため、その不足分をお願いするものでございます。

2 7 節、公課費、4 1 万 2, 0 0 0 円の増額につきましては、平成 2 2 年度の消費税の確定による消費税納付金に不足が生じたため、お願いするものでございます。

続きまして 7 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 8 号、平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条 平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 8 款、水道事業収益、既決予定額、1 億 1, 7 3 2 万 8, 0 0 0 円、補正予定額、0、計 1 億 1, 7 3 2 万 8, 0 0 0 円。

支出、第 9 款、水道事業費用、既決予定額、1 億 1, 7 3 2 万 8, 0 0 0 円、補正予定額、0、計 1 億 1, 7 3 2 万 8, 0 0 0 円。

第 1 項、営業費用、1 億 4 2 4 万 3, 0 0 0 円、補正予定額、9 5 万 5, 0 0 0 円、計 1 億 5 1 9 万 8, 0 0 0 円、第 4 項、予備費、1, 0 3 1 万 4, 0 0 0 円で補正予定額、9 5 万 5, 0 0 0 円の減額で、計 2 7 8 万 6, 0 0 0 円とする。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

7 3 ページをお願いいたします。

収入でございます。

8 款、水道事業収益の変更はございません。

続きまして 7 4 ページをお願いいたします。

支出でございます。

9 款、1 項、営業費用につきましては、1 目の原水及び浄水費で 9 5 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。内訳といたしまして、3 1 節、修繕費、9 5 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、台風 1 2 号災害によります取水井戸の復旧作業費といたしまして 7 6 万 6, 0 0 0 円、ろ過池の清掃作業費といたしまして 1 8 万 9, 0 0 0 円、合わせて 9 5 万 5, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

4項、予備費として95万5,000円の減額につきましては、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費の補正分を流用するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りまして、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(水道課長 南 秀秋君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (加納国孝君) 本日はこれで散会します。

(午前10時50分)